

<「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について>

- 国においては、福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を、平成16年6月に作成し、通知している。

介護保険における福祉用具の選定の判断基準（抜粋）

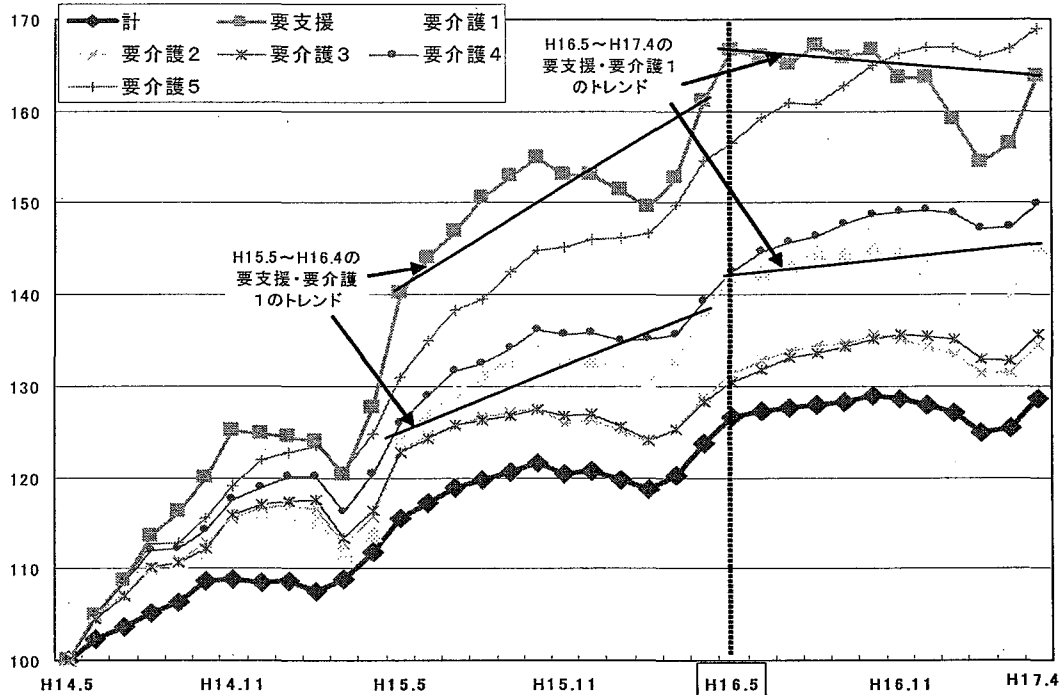
自走用標準型車いす、介助用標準型車いす、車いす付属品	車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないのでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。
普通型電動車いす、車いす付属品	車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないのでできる場合が多い「要支援」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。
特殊寝台、特殊寝台付属品	特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。
床ずれ防止用具	床ずれ予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。
体位変換器	体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。
移動用リフト	床走行式リフト、固定式リフト（浴槽に固定し上下方向にのみ移動するものを除く）、据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

- 「福祉用具の選定の判断基準」の通知後、軽度者の車いす、特殊寝台の利用率の伸びは鈍化している。

居宅サービス受給者数における車いすの利用率

(14.5=100)

(※利用率=車いすの件数/居宅サービス受給者数)

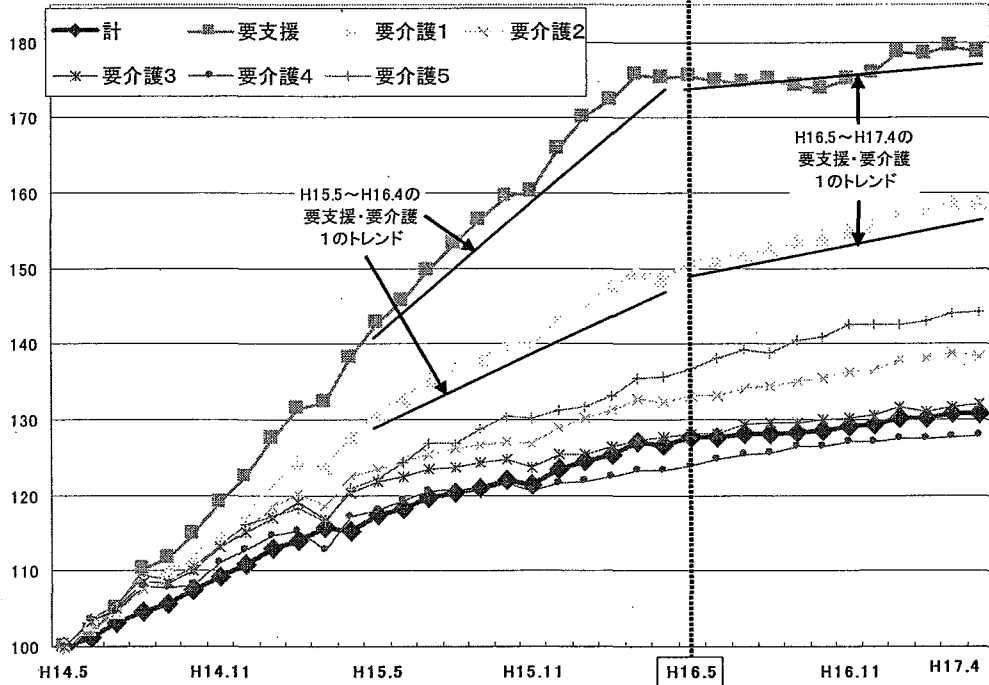


※出典：介護給付費実態調査報告

居宅サービス受給者における特殊寝台の利用率

(14.5=100)

(※利用率=特殊寝台の件数/居宅サービス受給者)

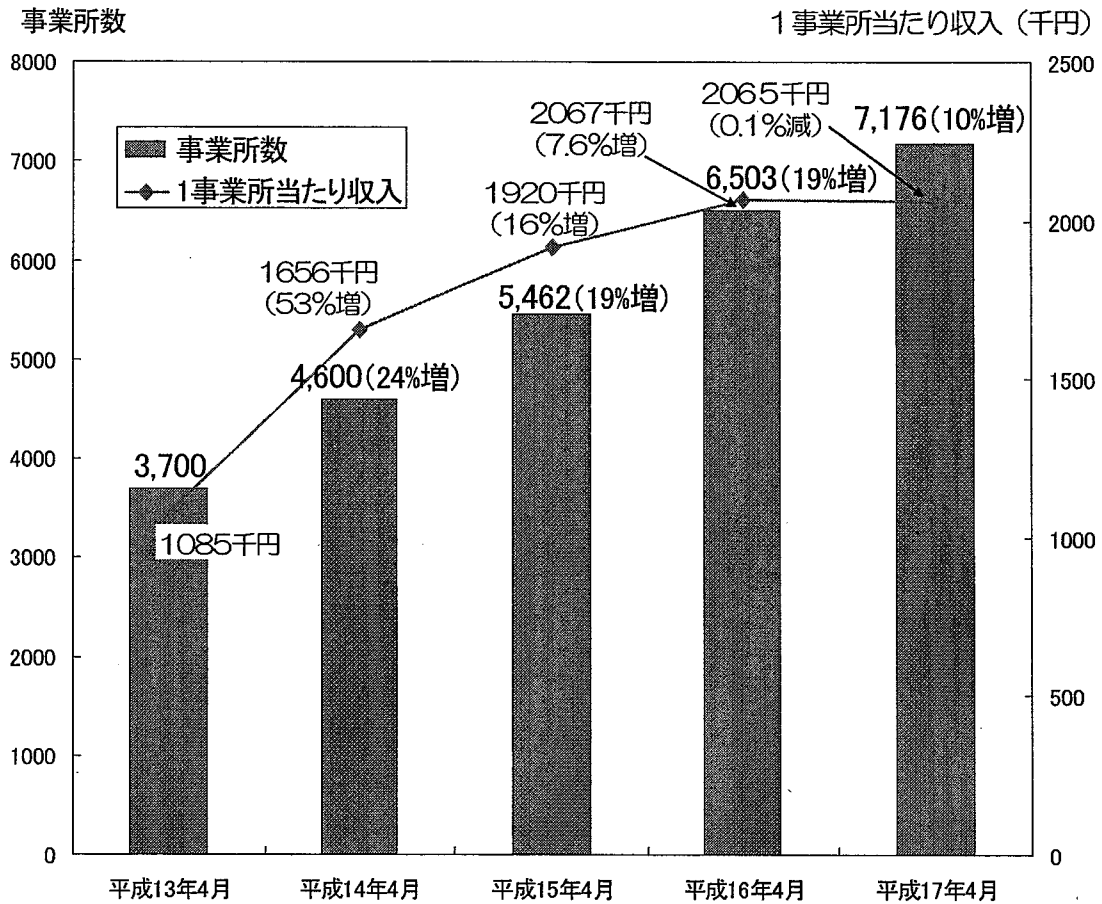


※出典：介護給付費実態調査報告

<福祉用具貸与の事業所数の状況等>

- 福祉用具貸与の請求事業所数は、伸び率が徐々に下がってきている。1事業所当たりの収入の伸びは、落ち着いてきている。
- 1人当たりの費用額は、直近のデータでは大きな変化が見られない。

○福祉用具貸与の請求事業所数等 : ()は対前年同月比



○福祉用具貸与の1人当たり費用額の推移

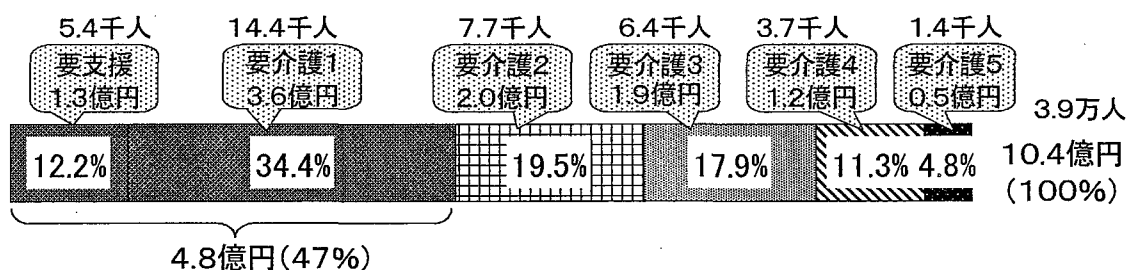
	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
利用者1人当たりの費用額	13.9千円	14.7千円 (5.8%増)	14.4千円 (2.1%減)	14.6千円 (1.4%増)	14.5千円 (0.7%減)

(注) 費用額は、利用者の一割負担分と保険給付分を足した額である。

<特定福祉用具購入の支給状況>

- 特定福祉用具購入は、月に約10億円が支給されており、介護保険の費用額全体に占める割合は、約0.2%である。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、要支援・要介護1が5割弱を占めている。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、「入浴補助用具」が5割強、「腰掛便座」が4割強を占めている。

○特定福祉用具購入の支給額（平成17年3月支出分）



○4半期ごとの推移（平成16年度支出分）

	16年4~6月	7~9月	10~12月	17年1~3月
支給額(月平均)	9.39億円	9.11億円	9.04億円	9.64億円
対前年同期比	8.3%増	2.7%増	0.8%増	1.8%減
利用者数(月平均)	3.73万人	3.77万人	3.66万人	3.68万人
対前年同期比	6.5%増	0.6%増	5.8%減	3.8%減

○福祉用具購入費の品目別の割合（平成14年度実績：91保険者の特別調査）

	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	リフト吊り具	合計
支給額	540百万円	26百万円	640百万円	2.7百万円	6.4百万円	1215百万円
	(44.4%)	(2.1%)	(52.7%)	(0.2%)	(0.5%)	(100%)

2. 審議会における主な議論

- 福祉用具の貸与及び購入については、審議会において、以下のような指摘がなされているところである。

【「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日 社会保障審議会介護保険部会）】

第2 制度見直しの具体的内容

I 給付の効率化・重点化

3. その他のサービスの見直し

⑤福祉用具について

- 福祉用具は、利用者自身が日常生活の中で確実にこれを使いこなすことにより自立支援や尊厳の保持につながるものであるが、現状では、状態像に合わない福祉用具の提供などにより、本人の自立を妨げかえって状態の悪化につながっているケースも見られる。また、費用の伸びは著しく、品目によっては価格が高止まりしているものもある。

- こうした状況を踏まえ、今後は、

- ① 利用者やケアマネジャーに対し、福祉用具の選定・利用に関する適切な情報提供を行う、
- ② 個別性重視の観点から、一定の場合には専門職が関与する仕組みとするなど提供プロセスについても見直しを行うとともに、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションと組み合わせた福祉用具の使用法の指導についても検討する、
- ③ 事業者の責任の明確化を図るとともに、福祉用具の購入については、事業者の指定制度を導入する、

方向で検討する必要がある。

また、福祉用具については、支給対象の適正化や給付率の在り方についても検討する必要がある。

3. 介護予防福祉用具貸与・販売の内容に係る検討課題

(1) サービスの基本的な位置づけ、考え方

- 「介護予防福祉用具貸与」は、改正介護保険法において「居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの貸与」と、「特定介護予防福祉用具販売」は、「福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの販売」とされており、「介護予防」を目的として提供する福祉用具であることが明確にされている。
- また、「福祉用具」の範囲は、現行と同様「要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるもの」としており、日常生活の自立支援を目的としている点は、現行と変わるものではない。

○介護保険法（改正後）

第8条の2（略）

- 12 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具（注：心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。（第8条第12項））のうちその介護予防（注：身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。（第8条の2第2項））に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
- 13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

- 新予防給付は、可能な限り支援を要する状態を脱し、また、介護を要する状態にならないよう、自立生活を維持・向上させていくものために利用するサービスであり、利用者の改善の可能性を見つけ、できるだけ利用者が「している生活行為」の幅を広げていくことで、生活機能の向上を図っていくことを目標としている。

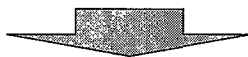
- したがって、新予防給付における福祉用具の位置づけは、福祉用具を用いることで、できるだけ今持っている能力を使って、自分で「している生活行為」の幅を広げていくことが目標になる。また、これを実現するための支援要素の一つとして提供するものであるので、生活行為の向上に向けた支援やリハビリテーションとの連携も重要である。
- 一方、福祉用具の利用は、利用者の身体機能や居住環境、本人の意向など理由が多岐にわたっており、適切にケアマネジメントが行われないと自立支援を損ねる利用や乱用のおそれもあることから、ケアマネジメントにおいて、利用者の心身の状態や環境を個別に多方面から検討し、利用の妥当性、適合性を精査することが求められる。

【福祉用具の利用、目標設定の考え方】

ニーズ：(例) 浴槽を跨ぐのが困難で、一人で入浴できない。



目標設定：単に「入浴すること」「入浴によって清潔を保持すること」ではなく、「できるだけ自分が今持っている能力を使って、自分で入浴できるように支援すること」であることが重要。



- (1) 「入浴すること」を目標にすると、
「自分でできない⇒介助して入れる」となり、
ヘルパーの介助が前提のケアプランになる。
- (2) 「できるだけ自分で入浴できるように支援する」を目標にすると、

ヘルパーによる介助
で入浴する



福祉用具(入浴補助いす、簡易手すり等)を使って、できるだけ今持っている能力を活用して、自分で入浴する。

という選択肢が見えてくる。



「している行為」の幅を広げるサービス選択、支援が可能になる。

(2) 人員・設備・運営基準について

- 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具の提供に当たっての基本的考え方は、現行と変わるものではない。
したがって、事業所が遵守すべき事項についても、現行の福祉用具貸与と大きな違いはないと考えられることから、人員・設備の基準は、現行の福祉用具貸与と同様の基準とすることを基本としたいが、どうか。

(3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

- 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準においては、介護予防の効果을上げるために、すべての事業者が満たすべき基準として、以下のような考え方に立って、基準を示してはどうか

① 福祉用具の選定の判断基準について

- 現在の「福祉用具の選定の判断基準」においては、
 - ・ 現行の要支援者は、「車いす」、「特殊寝台」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」、「腰掛便座」、「簡易浴槽」が、
 - ・ 現行の要介護1は、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「移動用リフト」が、使用が想定しづらい福祉用具としており、これをガイドラインとして通知で示しているところである。
ケアマネジャーは、「福祉用具の選定の判断基準」の通知において、これらの福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合は、サービス担当者会議その他の機会を通じて、専門職から専門的な見地から意見を求め、その妥当性について検討し、必要な見直しを行うことが求められている。

- 介護予防福祉用具貸与においても、本人ができるだけ今持っている能力を活かして行うことが基本である。

このため、次のような見直しを行うことが考えられるがどうか。

- ① 現行の通知で示している「福祉用具の選定の判断基準」を新予防給付に対応したものに精査した上で、「介護予防のための効果的な支援方法に関する基準」に明確に位置づけ、福祉用具の妥当性、適合性の判断については、この基準に基づくケアマネジメントを徹底する。

② 上記①と併せ、現行の判断基準において使用が想定しづらいとしている福祉用具については、原則として保険給付の対象としないこととし、例外的に保険給付の対象とする場合には、個別のケアマネジメントを経た上で、必要と認められるものについて、保険給付の対象とする。

② 通所系サービスとの連携の確保

○ 新予防給付は、利用者の意欲をうながしつつ、利用者の「できる生活行為」を徐々に増やしていき、「している生活行為」につなげていくことで、生活の向上を図っていくこととしており、通所系サービスにおいて、これらの「できる生活行為」「している生活行為」を向上させる支援を行うこととしている。

○ 福祉用具は、居宅において本人の「している生活行為」を徐々に増やしていくことを支援する役割を担っているものであるので、

- ・ 通所系サービスにおける生活行為の向上の支援では、福祉用具もその手段の一つとして位置づけ、活用に関する指導・助言も行うとともに、
- ・ 福祉用具の貸与・購入のサービスを提供するに当たっては、福祉用具の適合性の判断や利用状況のモニタリング等において、通所系サービスの専門職との連携を図る

など、通所系サービスとの連携の確保が必要である。

③ 定期的なモニタリングの実施

○ 新予防給付においては、以前は自分でしていたのに、今は自分でしていない生活行為の中から、「今後は自分でした方がよいと考える生活行為」を自分でできるようになることを優先的に当面の目標に位置づけ、これを実現するために必要なサービスを利用することとしている。

○ したがって、福祉用具の貸与時には、できなくなっていた行為であっても、通所系サービスの利用等によって、徐々に生活機能が向上し、できる生活行為の範囲が増えていくと考えられることから、「している生活行為」として在宅生活で定着を図るためにも、福祉用具の貸与について、あらかじめ使用期間を限定する必要があると考えられるが、どうか。

- また、地域包括支援センターにおけるケアマネジメントにおいて、定期的にモニタリングを実施することが必要であるが、その際、通所系サービスにおいて本人の生活機能の向上や福祉用具の活用方法の指導等に関わっている専門職や主治医など、多方面からの客観的な意見を取り入れて、モニタリングを実施することが必要である。